



群馬県知事

大 澤 正 明 様

要 望 書

平成 19 年 11 月 1 日

群馬県後期高齢者医療広域連合



後期高齢者の保健事業に対する公費助成について

平成20年4月1日から施行される後期高齢者医療制度に係る準備事務につきましては、平素より多大な御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、創設される後期高齢者医療制度においては、これまで老人保健制度における主要施策であった保健事業が、市町村の実施義務から後期高齢者医療広域連合の努力義務に変更されることになりました。

これに伴い、国及び都道府県からの公費助成の定めがなくなりますが、被保険者の健康の保持増進にとって必要との観点から本広域連合では、これまで市町村が実施してきた保健事業を引き続き実施したいと考えており、その財源については被保険者である後期高齢者から徴収する保険料に求めることとなりますので、当該負担は後期高齢者の生活に少なからぬ影響を及ぼすことになります。

一方、国民健康保険制度において74歳までの被保険者に対して実施義務を有する保健事業（特定健康診査等）は、国民健康保険法第72条の5（平成20年4月施行）に定められた公費助成により、その実施が国及び都道府県から支援されることとなっています。

高齢者の医療の確保に関する法律第125条（平成20年4月施行）の定めは、後期高齢者の健やかな生活を保障していく上で国として保健事業の重要性を認めたものであることから、国（厚生労働省）では、平成20年度予算要求にあたり新たな国庫補助制度を創設するとのことであります。

よって、後期高齢者に対する保健事業の重要性について、御理解をいただきますとともに、これまで同様に県として公費助成について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

平成 19 年 11 月 1 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 松 浦 幸 雄

